

別記様式（第十三条関係）

表

第 号			
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第63条 第2項の立入検査をする職員の身分証明書			
	官 職		
	氏 名		
写 真		年 月 日生	
		年 月 日発行	
(押出スタンプ)	内閣総理大臣		印

裏

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（抄）

（報告及び検査）

第63条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第92条 第63条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。